

# 平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業 建設事業者公募要領

## 第 1 章 事業内容に関する事項

### 1 事業の名称

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業

### 2 事業に供される施設の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅

### 3 事業の目的

岩手県（以下「県」という。）は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により住宅を喪失した被災者の一時的な居住の安定を図るため、必要となる応急仮設住宅を早期に供給する方針としており、建設事業者の住宅生産能力を最大限活用し、応急仮設住宅のより迅速な供給に資することを目的として本事業を実施するものである。

### 4 事業の内容

本事業は、県が指定した敷地に、公募により選定した事業者が仮設の住宅を建設し、これを災害救助法に基づく応急仮設住宅として県が買い取るものである。

### 5 事業者の業務範囲

事業者が行う業務は次のとおりとする。

#### (1) 応急仮設住宅等の設計

① 現地調査

② 設計図書の作成

#### (2) 応急仮設住宅等の建設

① 建設及び工事監理（輸入住宅ユニット等を用いる場合は資材の輸入を含む。）

② 応急仮設住宅建設に関する各種申請等の業務

#### (3) その他の業務

① 応急仮設住宅の供用期間中における事業者の責による補修等（第 3 章再掲）

② その他これらを実施するうえで必要な関連業務

### 6 契約及び支払いに関する事項

(1) 県は、審査により選定した事業者を公表するとともに、事業者に対して建設場所を提示し、協議のうえ建設場所を確定する。事業者は、事業の着手に先立ち、事業のに必要とする事項についての承諾書を提出する。

- (2) 事業者が作成した設計図書について県が確認した後、県と事業者は、応急仮設住宅の建設の着手に先立ち、売買契約（工事請負契約ではない。）を締結するものとする。なお、計画内容等に変更が生じる場合は、必要に応じて変更契約を行う。
- (3) 契約保証金については、県営建設工事の例による（契約保証金は契約金額の10分の1以上とし、現金納付又はこれに代わる履行保証保険締結等）。
- (4) 事業者に対する代金の支払いは、応急仮設住宅の検収（完了確認）及び引き渡しの後、請求に基づき行うものとする。ただし、県営建設工事の例により、事業者が保証事業会社と公共工事の前払金保証に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約金額の4割以内を前払いできるものとする。
- (5) 事業者は、応急仮設住宅の引き渡しを分割（棟単位）して行うことができるものとし、この場合には、引き渡し部分の範囲内において代金を請求できるものとする。

## 7 事業スケジュール

別紙1に記載。

## 第2章 事業者の公募及び選定に関する事項

### 1 事業者の選定に係る基本的な考え方

事業の確実な実施のため、事業者の能力や経験等を総合的に評価し、選定するものとする。

### 2 応募の手続き

#### (1) 公募要領等の公表

公募要領等は平成23年4月18日（月）に公表し、県の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等において周知を行う。

#### (2) 公募事項等に関する質問の受付及び回答

##### ① 質問の受付

ア 本公募事項等に関して質問がある場合には、様式5の質問書に所定の事項を記載し、県の受付窓口に持参、若しくはFAX又は電子メールにより送信するものとする。

##### イ 受付期間

平成23年4月18日（月）から平成23年4月25日（月）17時までとする。

##### ② 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、隨時、ホームページにおいて公表する。

なお、回答に当たっては質問を行った事業者名等は公表しない。

また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

#### (3) 応募の受付

応募希望者は、下記①の受付期間に、②の提出様式に所定の事項を記載した書類を1部、県の受付窓口に提出する。（郵送の場合は受付期日必着とする。）

① 受付期間

平成 23 年 4 月 18 日（月）から平成 23 年 5 月 2 日（月）17 時までとする。

② 提出書類

ア 様式 1：応募申請書

イ 様式 2：グループ構成員表（※複数事業者で応募する場合のみ）

ウ 様式 3：応募概要シート

エ 様式 4：建設に関する評価調書

オ 計画図：配置図、平面図、立面図及び断面図（任意様式）

カ 誓約書（グループにより応募する場合は、構成事業者の全てについて提出すること。）

（4）その他

① 応募者の提出した申請書等に虚偽の記載が認められた場合には、応募を無効にするとともに失格とする。

② 応募内容の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

3 応募者の要件

- （1）応急仮設住宅を設計、建設することができる技術力及び経営能力を有する事業者であること（複数事業者で構成されるグループも可）。
- （2）建設を行う事業者は、県内に本店又は営業所を有する事業者であること（グループの場合は県内に本店又は営業所を有する事業者が 1 者以上含まれること）。
- （3）建設を行う事業者は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。
- （4）建設を行う事業者は、建設業法第 26 条に基づき、当該工事に必要な主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。
- （5）建設を行う事業者は、元請として住宅（共同住宅を含む）の新築工事の施工実績（平成 22 年 4 月 1 日以降に完成し申請期限の日までに引渡しが完了した工事を対象）を 5 戸以上有すること（グループの場合は 1 者以上が単独でこの要件を満たすこと）。
- （6）設計及び工事監理を行う事業者は、建築士法第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていること。

4 応募者の制限等

応募者は、次のいずれにも該当しないこと。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- （2）破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者。
- （3）会社更生法第 17 条の規定による会社更生手続き開始の申立てがなされている者。
- （4）民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立てがなされている者。
- （5）岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている者。
- （6）建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づく営業停止の処分を受けている者。
- （7）建築士法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を受けている者。

- (8) 岩手県暴力団排除条例の規定に基づく暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

## 5 応募審査に関する事項

### (1) 審査方法

応募者により提出された申請書類等を基に、県は次により審査を行う。

- ① 応募者の参加資格要件の適否について確認を行い、要件を満たしていない場合は失格とする。
- ② 上記の要件を満たす事業者について、応募条件を総合的に審査する。
- ③ 輸入住宅ユニットを用いる事業者は、国土交通省の支援のもと、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が実施する「輸入住宅資材を用いた応急仮設住宅の提案に係る事前整理受付」に提案をし、事業者リストに記載されることを審査の条件とする。

### (2) 審査項目

次の事項について、別紙2の総合評価審査基準に基づき審査する。

- ① 買取価格
- ② 事業者の施工能力
- ③ 配置予定技術者の要件
- ④ 地域貢献等
- ⑤ 技術提案
- ⑥ 与条件への適合性

### (3) 審査結果の公表

審査結果の概要について、5月10日頃に公表する。(個別の審査結果については公表しない。)

## 6 事業者の選定に関する基本的な考え方

- (1) 応募審査の結果に基づき、事業者採択のための事業者リストを作成する。
- (2) 上記リストにおける評価順上位の事業者から、供給能力と敷地条件等に応じて、建設場所の指定を行う。

## 第3章 応急仮設住宅の設計、建設等に関する事項

### 1 建設場所

県が事業者との協議により定める場所とする。

建設候補地は、宮古市、久慈市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村及び洋野町の区域内から選定する。

(敷地規模は個々に異なるが、平均3,000m<sup>2</sup> (30戸) 程度を予定)

## 2 配置及び型別供給戸数計画

県と事業者が協議により決定する。

## 3 応急仮設住宅の基準等

### (1) 仕様

別紙3に定める仕様基準による。

### (2) 間取り及び面積

住棟は6戸の長屋形式、各戸の間取りは2DKタイプを標準とし、必要に応じて1DK及び3Kタイプを配置するものとする。(各タイプの標準プランを別紙3の別添資料②に示す。)

住戸タイプに応じた床面積は次のとおりとする。

間取り	1DK	2DK	3K
面積	約20m <sup>2</sup> (6坪)	約30m <sup>2</sup> (9坪)	約40m <sup>2</sup> (12坪)

### (3) 価格

住宅本体の戸当り標準価格(単価)は、住戸タイプに応じて次の価格(税抜き)の範囲内とし、上限は超えないものとする。(下限は定めない。)

契約価格については、上記の価格(単価)に建設戸数を乗じ、これに附帯する外構工事等の費用を含めて、県と事業者の協議により決定するものとする。

間取り	1DK	2DK	3K
本体価格	2,258~2,759千円/戸	2,930~3,581千円/戸	3,555~4,346千円/戸

### (4) 施工規模

各事業者につき12戸(6戸×2棟を標準)以上の施工を最低買取単位とし、全体で約2,000戸以上の建設を予定する。

### (5) 施工期間

初期発注分については、建設場所の確定(県との協議により確定)後から45日以内の応急仮設住宅の引き渡しを条件とする。(なお、応募状況によっては二次発注を行う場合がある。)

ただし、資材供給の停滞等、避け難い事情により引き渡しの遅延が見込まれる場合で、県がやむを得ないものと認める場合には、期間を延長できるものとする。

## 4 応急仮設住宅の品質確保等に関する事項

### (1) 設計段階

事業者は県と協議のうえ設計図書を作成し、その内容が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合し、かつ敷地条件等に照らして妥当な計画であるか否かについて、県の確認を受けるものとする。

なお、設計内容が所要の基準又は条件に適合しない場合には、建設の着手を取り止め、売買契約を締結しない場合がある。

### (2) 完成段階

応急仮設住宅が完成した後は、その完成品が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合し、かつ所要の条件を満足するものであるか否かについて、県の確認を受けるものとする。

なお、完成品が応急仮設住宅に求める仕様基準に適合しない、又は所要の条件を満足しないと認められる場合は、県は、所要の基準又は条件を満たすまで引き渡しを拒むことができる。また、県は、売買契約に基づき、手直し又は補強等を指示することができる。

### (3) 供用段階

県と事業者は、応急仮設住宅の維持管理及び補修に関する覚書を交わし、これに定める事業者の責において行う補修等については、引き渡し後（供用期間中）においても事業者が実施するものとする。（覚書の案を別紙4に示す。）

### ■ 公募の受付窓口

岩手県 県土整備部建築住宅課 住宅計画担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5933、019-629-5934

FAX : 019-651-4160

E-mail : AG0009@pref.iwate.jp

ホームページ : <http://www.pref.iwate.jp/index.rbz>

## 平成23年岩手県応急仮設住宅公募供給事業スケジュール

	日 程（予定）	内 容
1	平成23年 4月18日（月）	公募要領公表（岩手県ホームページ等にて周知）
2	平成23年 4月18日（月）	応募申請書受付開始 募集要項等に関する質問受付開始（回答は隨時）
3	平成23年 4月25日（月）	募集要項等に関する質問受付締切り
4	平成23年 5月 2日（月）	応募申請書提出期限
5	平成23年 5月10日頃	応募審査結果の公表
6	平成23年 5月 中旬 頃から	事業着手（事業期間 約45日） 売買契約締結
7	平成23年 6月 末 頃	事業完了 完成品検収・引き渡し

応急仮設住宅建設事業者公募に係る総合評価審査基準

別紙2

1 総合評価点の算定方法

○ 総合評価点=価格評価点+技術評価点

- ・ 価格評価点 =  $100 \times (1 - \text{応募価格}^{\ast 1} \div \text{公募上限価格}^{\ast 2})$

- ・ 技術評価点 = 30点満点

\*1 : 標準価格以下の場合は、標準価格の下限値とする。

\*2 : 価格は、1DK : 2DK : 3K = 2 : 6 : 2 の比による加重平均値とする。

2 技術評価項目

評価項目		評価基準	評価点
事業者の施工能力 (8.0点)	ア 施工能力	48戸以上 24戸以上 上記以外	4.0 2.0 0.0
	イ 施工実績	10戸以上の実績あり 5戸以上の実績あり 上記以外	2.0 1.0 0.0
	ウ 経営状況	800点以上 700点以上 上記以外	1.0 0.5 0.0
	エ 経営品質の取組み	該当あり 該当なし	1.0 0.0
	オ 施工経験	経験あり 経験なし	2.0 0.0
	カ 資格	資格あり 資格なし	1.0 0.0
	キ 地域内拠点の有無	県沿岸地域に本店 県内に本店 上記以外	2.0 1.0 0.0
	ク 県産資材の活用	80%以上 50%以上 上記以外	3.0 1.5 0.0
	ケ 県内事業者の活用	80%以上 50%以上 上記以外	4.0 2.0 0.0
	各項目に対する技術提案を評価する。	5項目 4項目 3項目 2項目 1項目 上記以外	10.0 8.0 6.0 4.0 2.0 0.0
技術提案 (10.0点)	コ 居住性の確保		
	サ 環境への配慮		
	シ 強度・耐久性		
	ス メンテナンス体制		
	セ 再利用計画		

注) グループによる応募の場合、ア及びイはグループ内の建設事業者の合算による評価とし、ウ、エ、キ及びケは県内に本店又は営業所を有する建設事業者（複数者の場合は代表1者）を対象とした評価とする。

3 与条件への適合性

計画図等により確認し、適合しないことが明らかである場合には、上記に関わらず評価しない。（計画図作成に係る留意事項を様式4（第2面）に示す。）

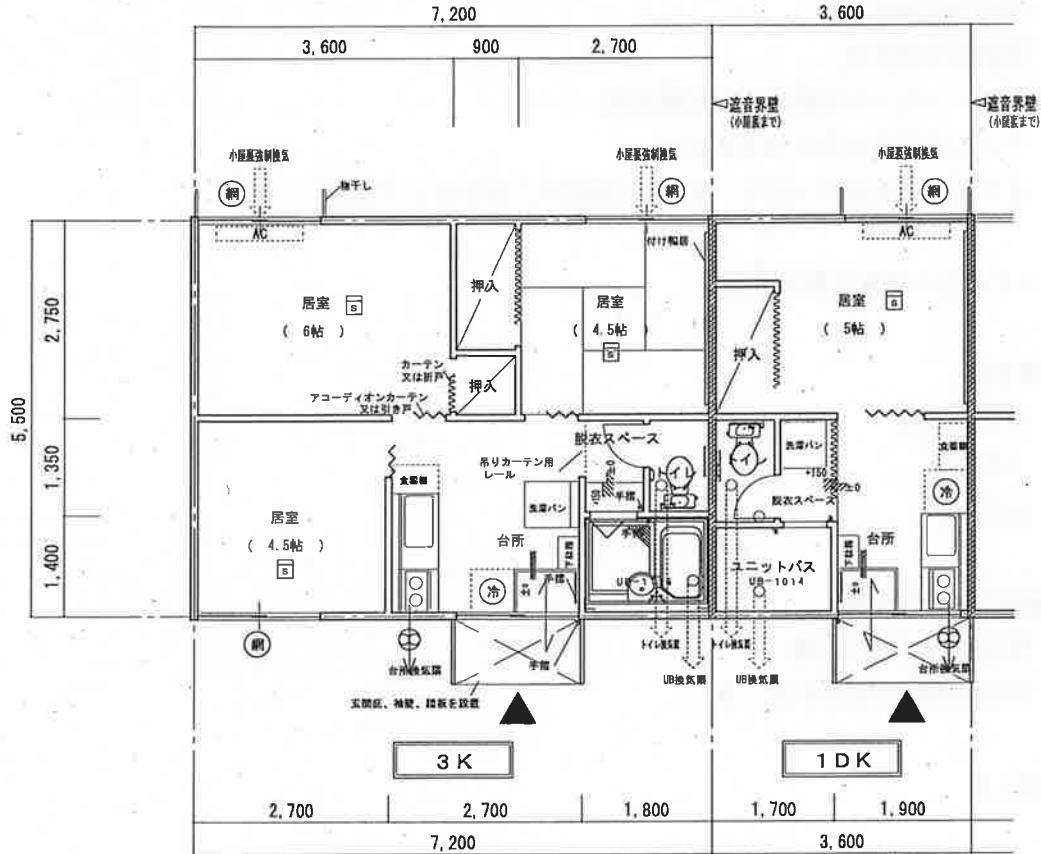
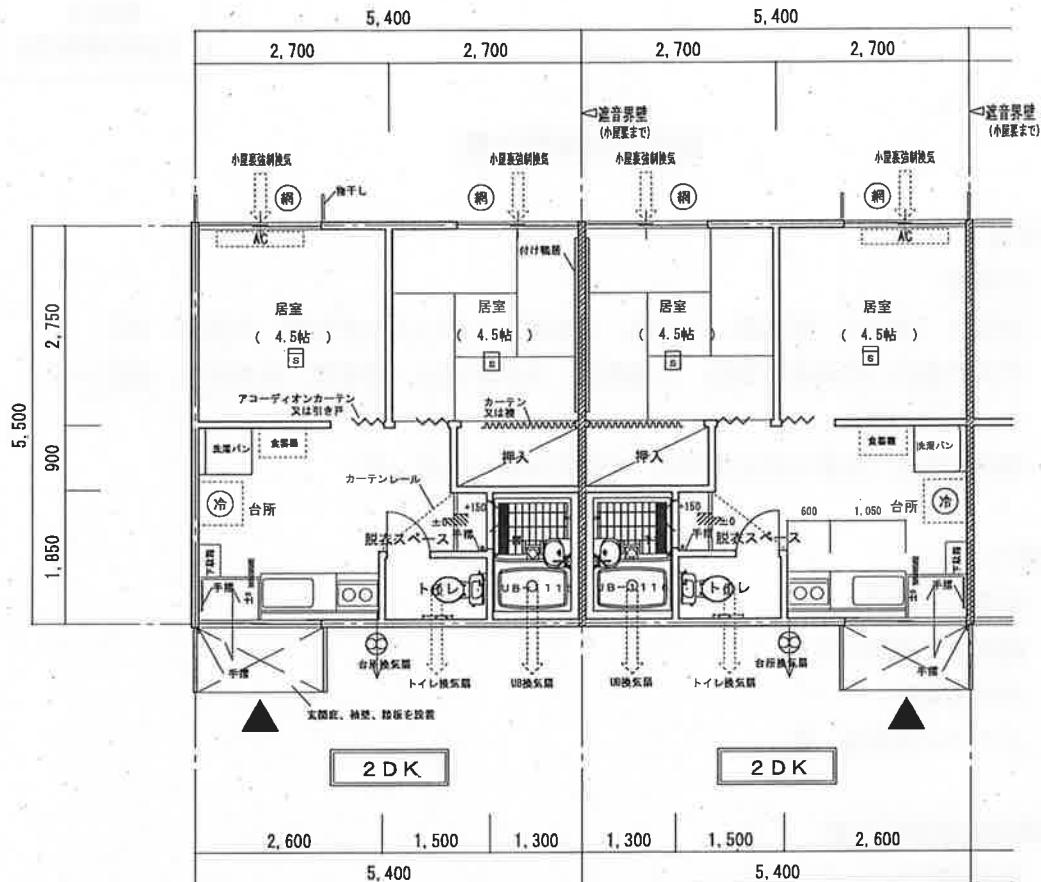
## 岩手県応急仮設住宅 仕様基準

別紙3

共 通	
仕 様	本事業において貰取る応急仮設住宅の仕様は、本基準によるほか、別添資料①、②を参考とし、これと同等以上の水準を確保するものとする。 なお、具体的な仕様については、各事業者が保有する仕様で差し支えないものとする。(参考図面は組立式プレハブ仕様の例示)
耐久性	供用期間は原則として2年間であるが、2年間以上の長期にわたる供用も想定し、十分な耐久性を確保するものとする。
資 材	調達する建設資材は、県産材(県内で生産、加工又は製造された資材)とするよう努めること。
法令遵守	本事業に関する関係法令等を遵守すること。
各種手続き	電力供給、ガス供給、電話線引込み及び上下水道接続に係る手続きは事業者が行うこと。(申請等に要する費用は建設費用に含めること。)
完成書類	完成時の提出書類は、別添資料③のとおりとする。
建 築	
配 置	6戸の長屋形式、隣棟間隔4~6m、境界からの離れ2m程度を標準とする。(平屋建ての場合) 敷地に対して効率的な配置計画とし、戸当りの敷地面積は100m <sup>2</sup> 以下(整形敷地の場合)とする。
構 造	構造形式は任意とするが、各種荷重、風圧、地震の震動等に対する所要の安全性を確保するものとする。 なお、風圧については34m/秒の風速、積雪については1mまでの荷重に耐える性能を確保すること。(各棟に、雪降ろしの条件を明示した表示板を設置すること。)
階 数	平屋建てを標準とするが、所要の条件を満たせば2階建ても可とする。
間取り	2DKタイプを標準とし、必要に応じて1DK及び3Kタイプを配置する。(各タイプの標準プランは別添資料②のとおり) 各タイプには、浴室、便所、押入等を設ける。
面 積	各住戸タイプに応じて次の広さを標準とする。 1DK: 約20m <sup>2</sup> 、2DK: 約30m <sup>2</sup> 、3K: 約40m <sup>2</sup>
遮 音	各戸の界壁は、遮音性に配慮した構造とし、小屋裏まで立ち上げるものとする。
断熱材	外部に面する各部位毎に所要の断熱性能を確保するものとする。 ・天井: グラスウール 10K t=100mm相当以上 ・壁: グラスウール 10K t=100mm相当以上 ・床: グラスウール 10K t=50mm相当以上
開口部	居室の外部に面する開口部建具は、二重サッシ又はペアガラスとする。
防 濕	床下の防湿対策に配慮するものとする。
結 露	住戸内の結露対策に配慮するものとする。
雨除等	玄関入口には、雨除け等のための庇及び袖壁を設置する。 また、必要に応じて風除室を設置する。(※本体価格に含まない。)
段 差	住戸内は、浴室入口以外、原則として段差を設けない。 玄関入口には必要に応じてスロープを設置する。(※本体価格に含まない。)
手すり	玄関内外、浴室及び便所には手すりを設置する。
物干し	物干し受けは、住戸内から窓越し等に物干しが可能な位置に設置する。
シックハウス	使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮するものとする。
設 備	
給 水	冬季の凍結対策に配慮するものとする。
排 水	汚水排水処理は原則として浄化槽方式とする。(※本体価格に含まない。)
暖冷房	各戸に居室に1台、暖冷房用のエアコンを設置する。
外構・共同施設等	
通路等	団地内通路は通行の利便性を考慮し、計画的に配置する。仕上げは砂利敷き程度を標準とするが、敷地の状況等に応じて、簡易アスファルト舗装敷きとする場合がある。(※本体価格に含まない。)
駐車場	原則として、団地戸数分の駐車スペースを設ける。仕上げは砂利敷き程度とする。(※本体価格に含まない。)
外 灯	防犯灯を設置する。(※本体価格に含まない。)
案内板	団地案内板、掲示板等を必要に応じて設置する。
集会所	住戸数が概ね50戸以上の団地においては、原則として集会所(100m <sup>2</sup> 程度)を設置する。(※本体価格に含まない。)

別紙3【別添資料①】

心急仮設住宅標準書(組立ハウス参考例)										
設計概要					室内仕様書					
モジュール 1,800mm ~ 1,840mm (各社モジュールによる) 単位:mmとする					床 巾木 壁					
構造	軽型鋼フレース構造	居室 (洋室)	タイルカーペット	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード	木製 又は 塗ビ製	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
基礎	木杭 @900 束口 90mm 玄関上り口	幕板 : 木製または鋼製 土台 : 大引き : 木製又は鋼製	居室 (洋室)	合板 t=4 下地	タミ釘 t=3.5	合板 t=4 下地	タミ釘 t=3.5	合板 t=9.5	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
床板	床 : 木杭 @900 束口 75mm	押入	タイルカーペット	合板 t=4 下地	合板 t=4 下地	合板 t=4 下地	合板 t=4 下地	合板 t=9.5	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
屋根	折板蓋又は長尺カラーリング板式 (不燃材とする)	外壁パネル	外 カラー鋼板 断熱材入り (グラスウール t=100 10kg 同等品) 内 カラー合板 又は カラーリング板	ガビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 吊戸棚下地 H=14.50 に設置	木製 又は 塗ビ製	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
壁	間仕切下地 : 木製 (30×40 糸@450 鋼@900) 、又は鋼製下地 (W4.5@4.50 鋼@4.0) 界壁 : 木製下地石膏ボード t=12.5 + 化粧石膏ボード t=9.5 (小屋裏まで 各戸毎) グラスウール入り (t=50 10kg 同等品)	合所	ガビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 吊戸棚下地 H=14.50 に設置	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 吊戸棚下地 H=14.50 に設置	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
天井	コンロ前 : 什器カセットムバード t=4 カラーアルミレール (グラスウール入り t=100 10kg)	浴室	ユニットバス t=116 ユニットバス t=116	1014 又は 1216	浴槽 FL 浴槽 FL	入り口階段高さは 1800 未満とする 組み合せ	入り口階段高さは 1800 未満とする 組み合せ	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
器具	引き違い又は引きアリミサッシャ戸 引き違いアルミサッシャ部 内部差具 : 原則としてコーディオンカーテン (単板式) 又は 大判差具	トイレ	ガビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 木製 又は 塗ビ製	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
板金工事	軒樋 : 墓頭は別途とする。	玄関	ガビシート 又は CFシート 合板 t=4 下地	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 木製 又は 塗ビ製	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
給排水衛生設備	給水 : 原則として水道用鋼管化ビニル管 (量水器は別途) 又は同等品 污水排水 : 汚化槽設置し、排水管路は原則として一般鋼管化ビニル管とする (放流水方式は地盤管側に準ずる) 方水 : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管とする	排水	耐震構造受 各住戸 1ヶ所設置 換気扇号 各棟 1ヶ所設置 (300×300)	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 木製 又は 塗ビ製	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
設備	給湯設備 : 浴室用 16 号 (プロパン又は都市ガス) 換気装置 : 流し前はプロペラ扇 (120mm フード付) 、トイレ及び浴室は天井埋め込み型 火災警報器 : 住宅用火災警報器、各居室に設置する (設置は消防署の指示による) 工具施錠 : 屋外 1m まで (プロパンは集合施錠を含む)	備品	消火器 耐震構造 (鋼製ワイヤーカバー / 4 間毎を標準とする) 付け鳴鶯 L=2400 各戸に一箇所設置 (塗ビ化粧材 H=1800 幅 60~90 度)	木製 又は 塗ビ製	化粧ラスターボード 木製 又は 塗ビ製	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	物干し (注取付タイプ 折りたたみ式 屋間 F により 1600 金物が取付)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	カラーアルミレール (ダブル) カラーアルミレール (ダブル)	
音響設備	音響設備 : 推奨 1 の部 各棟ごと表示版設付	音響設備	・推奨 1 の部 各棟ごと表示版設付 ・天井裏断熱材 (グラスウール 100mm 10kg 同等以上) ・壁パネル内断熱材 (グラスウール 100mm 10kg 同等以上)	給水	・給水栓 1 ケ所設置	その他	・E.I.L.G. + 4.50 既設とする ・E.I.L.G. + 4.50 既設とする ・露用カーテン レール : ダブル ・手帳置き (玄関内、廊下、トイレ、浴室) ・洗面台シャンク (屋間 F に) ・洗面台シャンク (屋間 F に) ・玄関及び複数戸 (900×1800 水栓下地) に貼り組み ・防水地盤埋設北側方式 (合板埋設 地上式) とする ・防水地盤外側埋設方式 (合板埋設 地上式) とする ・防水地盤外側埋設方式 (合板埋設 地上式) とする	音響設備	音響設備	音響設備
アンテナ	アンテナ : 屋間にモジュラージャック 1 ケ所 / 戸 (VHF 7 波 UHF 2 波)	TEL	ユニットバス内照明器具 SW と換気扇 S/W は別個設ける	木製 又は 塗ビ製	・天井目地テープ					
工事範囲	工事範囲 : 東北電力社より引込工事まで含む	TV	アンテナ : 地上デジタル波対応アンテナを設置する。	木製 又は 塗ビ製						



標準平面図（参考図） S=1:100

## 完成提出書類一覧

### 1 完成図

- 1-1 仕様書
- 1-2 建築図（案内図、配置図、平面図、立面図、2面以上の断面図、外構図 等）
- 1-2 電気設備図（外構図、姿図、分電盤図、共用幹線図、弱電図、換気扇図、電灯コンセント図 等）
- 1-4 機械設備図（給排水設備外構図、給排水設備平面図 等）

### 2 機器リスト

- 2-1 電気設備機器リスト
- 2-2 機械設備機器リスト
- 2-3 凈化槽資料
- 2-4 エアコン仕様書 等

### 3 各種試験結果報告書

- 3-1 水圧試験チェックリスト
- 3-2 ガス気密試験結果
- 3-3 接地抵抗測定表
- 3-4 絶縁抵抗測定表
- 3-5 電灯コンセント回路絶縁抵抗測定表
- 3-6 テレビ共同受信電界強度測定表
- 3-7 井水水質検査結果（原水、末端）（※削井工事を含んだ場合） 等

### 4 シックハウス検査結果報告書

### 5 工事写真

- 5-1 着工前写真
- 5-2 工事写真
- 5-3 完成写真

### 6 設備関係品質保証書

- 6-1 電気設備品質保証書
- 6-2 給排水設備品質保証書 等

### 7 引渡し書

## 覚書 [維持管理及び補修関係]

平成23年岩手県応急仮設住宅公募供給事業に係る応急仮設住宅の維持管理及び補修に関し、岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を交換するものとする。

## 記

## 1 周知

- (1) 甲は応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村に対し、当覚書の内容を周知させるものとする。
- (2) 甲及び応急仮設住宅の管理委託を受けた各市町村は、借り受けた応急仮設住宅を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

## 2 応急仮設住宅の維持管理及び補修

乙がその責任と費用において行う維持管理及び補修（取り替えを含む。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の構成部分のうち、次に掲げるもの
  - ア 主要構成部分（壁、柱、床、梁、屋根、基礎）
  - イ 主要構成部分に固定された部分（開口部枠、建具及び各種金物類）

- (2) 付属施設のうち、次に掲げるもの
  - ア 給水設備（配管、水栓）
  - イ 排水設備（配管、会所枠）
  - ウ 電気設備（配線、開閉器、配電盤、換気扇の取り替え、テレビ受信設備等）
  - エ ガス設備（配管、器具の取り替え、ガス栓等）
  - オ その他（ユニットバス本体、流し台、ガス台、機器類）

## 3 乙が補修の責を負わない範囲は次のとおりとする。

- (1) 内部造作
  - ア ガラスの取り替え
  - イ 建具の金物類の修理及び取り替え
  - ウ 室内の金物類（ペーパーホルダー、カーテンレール等）の修理及び取り替え
  - エ カーペット及びシート床材の取り替え
  - オ 汚れた室内カーテンの取り替え

- (2) 給排水設備
  - ア 水栓パッキンの取り替え
  - イ 流し及び浴室の排水目皿の取り替え
  - ウ 排水管及び会所枠の清掃

- (3) 電気及びガス設備
  - ア 室内灯のうち、電球、蛍光管等の取り替え
  - イ スイッチ及びコンセント類の取り替え
  - ウ 台所換気扇、浴室換気扇の修理及びガスコンロの五徳の取り替え
  - エ 警報機器類の定期点検及び電池等消耗品の取り替え

- (4) その他  
乙が行う修繕以外の軽微な修理

平成 年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

平成 23 年岩手県応急仮設住宅公募供給事業 建設事業候補者一覧

	事業者名 (◎: グループ代表事業者)	所在地	構造	資材 (国産・輸入の別)	供給可能 戸数
1	E C 南部コーポレーション株式会社	奥州市	木造 (在来軸組工法)	国産	100
2	有限会社いわい	岩手郡滝沢村	木造 (在来軸組工法)	国産	24
3	有限会社エル カサ	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	24
4	株式会社小原建設	北上市	鉄骨フレーム工場 製作ユニット工法	国産	100
5	佐野建設株式会社	奥州市	木造 (在来軸組工法)	国産	48
6	株式会社ジェイウッド	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	60
7	◎株式会社下館工務店	九戸郡洋野町	木造 (在来軸組工法)	国産	48
	株式会社プライム住建	盛岡市			
8	◎昭栄建設株式会社	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	60
	株式会社結設計	東京都中央区			
	山長建設工務店株式会社	千葉県鎌ヶ谷市			
9	◎伸和ハウス株式会社	一関市	軽量鉄骨造	国産	30
	株式会社舞石組	一関市			
10	住田住宅産業株式会社	気仙郡住田町	木造 (在来軸組工法)	国産	60
11	◎大伸工業株式会社	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	24
	株式会社下河原組	盛岡市			
12	株式会社タカヤ	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	180
13	◎東照建設株式会社	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	24
	株式会社サンホーム	久慈市			
14	株式会社日盛ハウジング	盛岡市	木造 (在来軸組工法)	国産	498
15	日本住宅株式会社	盛岡市	木造 (枠組壁工法)	国産	504
16	株式会社長谷川建設	陸前高田市	木造 (在来軸組工法)	国産	200
17	◎東日本アセットマネジメント株式会社	大船渡市	木造 (在来軸組工法)	国産	68
	株式会社匠建設	大船渡市			
	株式会社杉山組	大船渡市			
18	株式会社日沼工務店	秋田県秋田市 (盛岡市に営業所)	軽量鉄骨造	国産	24
19	◎株式会社平野組	一関市	木造 (在来軸組工法)	国産	120
	有限会社玉澤建設	東磐井郡藤沢町			
	有限会社佐々忠建設	釜石市			
20	◎富士工業株式会社	京都府京都市	軽量鉄骨造	輸入	250
	有限会社千葉技建	奥州市			
	株式会社アクトファクトリー	京都府京都市			
21	◎有限会社吉田建設	久慈市	木造 (在来軸組工法)	国産	48
	外館工務店	久慈市			
	株式会社長内健一建築設計事務所	久慈市			
合 計					2,494

※五十音順